庁議(令和4年7月26日)結果について

- 1 開催日 令和4年7月26日(火)
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長 市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、福祉部長、職員課長
- 5 事 務 局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長 企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
- (1) 平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案) について

概要 1 改正理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備 するとともに、国家公務員に準じて必要な規定を整備する。 2 改正内容 (1)育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正 (2)子の出生後8週間以内の育児休業の緩和 (3)非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩 和 (4)非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 (5)育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

3 施行日 令和4年10月1日

結果 審議の結果承認された。

(2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(案)について

概要 1 改正の理由

平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなった。平塚市でも平成25年9月の議会でNPO法人を指定する条例を新設し、現在4法人を指定している。

今回、指定NPO法人の「特定非営利活動法人フードバンク湘南」が、 主たる事務所の所在地を変更したため、NPO法人を指定する条例の一 部改正を行うものである。

2 改正の要点

「特定非営利活動法人フードバンク湘南」の主たる事務所の所在地を「平塚市山下12番1 リゾート高麗101」から、「平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101」に改めるため、本条例別表の修正を行う。

結果

審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市障がい者優先調達推進方針(令和4年度)について

概要

平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」では、地方公共団体等は、毎年度、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務等の調達の目標などを定めた方針を作成し、公表することとなっている。

この度、令和4年度の調達方針を作成した。

ついては、その方針及びこれまでの調達実績をホームページで公表する。

[調達実績]

くけいないことできない		
年度	発注件数	受注額
平成25年度	10課 13件	4,082,841円
平成26年度	9課 11件	3, 989, 355円
平成27年度	8課 10件	3,870,062円
平成28年度	10課 12件	4,902,253円
平成29年度	11課 13件	6,738,994円
平成30年度	10課 12件	6,418,424円
令和元年度	10課 12件	6,901,225円
令和2年度	10課 11件	8,747,955円
令和3年度	11課 14件	11,042,618円

以上